

# 小規模修繕工事希望者登録制度について

## 1 小規模修繕工事の発注の範囲

市が発注する小規模な修繕工事で、1件の**予定価格が30万円未満**のものとします。

## 2 名簿登録

本制度による修繕工事を受注するには、あらかじめ名簿に登録されている必要があります。別表より工事業種を選んで**3業種まで**登録できます。

本制度に基づき発注するか否かは、発注担当課が判断します。

## 3 登録の条件

- (1) 市内に主たる営業所（本社、本店）を置く事業者であること
- (2) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者でないこと
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成30年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと
- (4) 山陽小野田市暴力団排除条例（平成23年山陽小野田市条例第18号）第2条第1号又は第3号に掲げる者でないこと
- (5) 建設工事等指名競争入札参加有資格者名簿に登録されていないこと
- (6) 希望する業種を履行するために必要な資格、免許等を有していること
- (7) 市税を滞納していないこと

## 4 名簿登録方法

登録希望者は、「小規模修繕工事希望者登録申請書（様式第1号）」に次の書類を添付して、郵送又は持参にて提出してください。

### (1) 添付書類

- (ア) 市税の未納（滞納）がないことを証する納税証明書  
（申請日前3か月以内に発行されたもの。写し可。）
- (イ) 希望業種の履行に必要な資格、免許等を証明する書類の写し

### (2) 申請受付期間（土日及び祝日を除く。）※受付時間 8:30～17:15

**定期：令和8年8月3日（月）から令和8年8月31日（月）まで【必着】**

**随時：令和8年10月から令和10年7月までの毎月1日から10日まで【必着】**

（10日が閉庁日に当たる場合は、翌開庁日まで。）

### (3) 有効期間

定期：令和8年10月1日から令和10年9月30日まで（2年間）

随時：申請月の翌月の1日から令和10年9月30日まで

### (4) 提出先

〒756-8601 山陽小野田市日の出一丁目1番1号（第2別館2階）

山陽小野田市監理室（電話 82-1180）

### (5) その他

- (ア) 自ら施工できる業種を登録してください。下請けは、原則として認めません。
- (イ) 登録内容に変更がある場合は、速やかに「小規模修繕工事希望者登録事項変更届（様式第2号）」により届け出てください。

|                                      |
|--------------------------------------|
| <b>名簿への登録は、指名及び契約を約束するものではありません。</b> |
|--------------------------------------|